

連載 植物検疫に関する国際的枠組みの形成と機能の変遷(II)

政策研究大学院大学

/農林水産省農林水産技術会議事務局国際研究課

舟木 康郎 (ふなき やすろう)

II ウルグアイ・ラウンド交渉開始以降の動き

1 WTO・SPS協定の制定

第二次世界大戦後、各国の製品の関税率が段階的に引き下げられてきた結果として、非関税障壁(Non-Tariff Barriers: NTBs)が国際貿易上、重要な人為的障壁となってきた。このうち衛生植物検疫措置の各国ごとの相違は、最も顕著なNTBsとして認識された。このため、衛生植物検疫措置に対する国際的ルール策定に向けての交渉が進んでいった。

WTOの前身として知られる「関税及び貿易に関する一般協定(ガット)」は1947年の成立から1994年までの間、国際貿易に関する多くのルールを提供した。このうち、衛生植物検疫措置については、一般的例外規定である第20条(b)において加盟国が「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」をとることについて認める旨が「ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。」とのただし書きとともに規定されていた。しかしながら、同措置の必要性などについての判断基準の定義はなく、また、ガットの協定文にはこれらの措置により生じた関係国・地域間の紛争を解決するための手続きも定められていなかった。

ガット交渉において実際に衛生植物検疫措置がNTBsの一つとして取り上げられるようになったのは東京ラウンド(1973～79年)以降であった。当初、東京ラウンドで策定された「貿易の技術的障害に関する協定」(Agreement on Technical Barriers to Trade: 旧TBT協定)には、衛生植物検疫措置も対象範囲に含まれていたものの、旧TBT協定策定のための交渉段階において、各国から衛生植物検疫措置へのTBT協定の適用について否定的な意見が出されていた。林(2013)によれば、

各国からは、鉱工業製品と異なり、農産物規格・規制は、各国の自然条件、食習慣、健康・衛生条件等の影響を受けることから、国ごとに異なること、また、特に動植物検疫制度については「それぞれの国の地理的・環境条件、過去の病虫害の発生状況、科学的なアプローチや規格への期待、国民経済での農業の重要性といった条件に適合していること」等から、旧TBT協定の適用には疑問の声が上がっていたという。このような背景からウルグアイ・ラウンド交渉においてはTBT協定から衛生植物検疫措置に関する規律を切り離した形で交渉がなされた。

ウルグアイ・ラウンドの下では、SPS措置に関する交渉は農業分野の交渉の一部として扱われ、SPS協定は、1995年1月、世界貿易機関(WTO)の設立と同時に発効した。

SPS協定の基本的な目的は、「各国政府が適切とみなす(人や動植物の)健康保護の水準を規定する国権を維持しつつ、一方で、このような国権が保護主義目的で乱用されたり、国際貿易に不必要な障壁をもたらさないことを確保すること」とされている(注:カッコ内は筆者が挿入、農水省ホームページ)。SPS協定に従い、協議のための定期的な場として、衛生植物検疫措置に関する委員会(SPS委員会)が設置された。SPS委員会は年間3回、スイス・ジュネーブのWTO本部で開催される。加盟国からの情報提供がなされるとともに、特定の貿易上の関心事項(Specific Trade Concern: STC)やその他の議題について議論される。STCの議題の下では、輸出国が、自国の輸出が輸入国の衛生植物検疫措置により悪影響を受けると考える場合に、その懸念を提起し輸入国側の見解を求めることができる。

また、SPS協定に係るWTO上の正式な協議および紛争解決については、紛争解決手続に関するガット22条、23条の規定を準用することとなった。ただし、実際にはより軽微と考えられる植物検疫上の紛争は、まず、二か国間で協議された後に、SPS委員会でSTCとして提起される。植物検疫に関するSTCの場合、1995年から2015年3月末までに94件が提起され、そのうち、46件